「VIA 自転車技士のページ」知っておこう自転車関係相談事例シリーズ(1)

【ご注意】
この資料は消費生活用製品 PL センター((財)製品安全協会)様のご好意により掲載するものです。公表できる内容につきましては掲載の範囲内に限ります。また、この内容に関するお問い合わせはお受けいたしかねますのでご了承願います。

消費生活用製品 PL センター『PL センターダイジェスト』№2006-2(平成 18 年 7 月) 発行 消費生活用製品 PL センター((財)製品安全協会)より自転車及び関連商品に関する相談事例をピックアップ抜粋してみました。

・約2年前に購入した自転車で走行したところ、着用していたスーツのズボンのサドルが当たる部分にサドルの色が付いた。製造業者に申し出たところ、サドルを交換するとの回答であった。このような場合、スーツの損害を請求することが可能なのか。

・通勤帰りに自転車で下り坂を走行中、前方から上ってくる自転車を避けようとしてブレーキを掛けたところ、ブレーキワイヤが切れた。また、2～3日後に腕が上がらなくなり、治療中である。労災保険が給付される予定だが、製造業者にも損害賠償を請求することが可能なのか。

・約2か月前に購入した自転車で走行中、突然、ハンドルバーの取っ手が上を向く方向に半回転したために、左側に転倒した。販売業者に申し出たところ、これから来訪することになった。今後の話し合いに際して、どのような点に留意すればよいのか。

・約1年6か月前に購入した自転車のギアに購入直後から不具合があり、何度も修理したが直らない。購入3か月後にはスポークがリムから抜け、最近も別のスポークが折れた。また、後ろの荷台に自転車用幼児座席を取り付けたら荷台のネジが緩んできた。当該製品には不具合が多いが、このような場合、販売業者に対してどのような請求ができるのか。

・前が2輪の三輪自転車を購入したが、左前輪が右前輪より約3cm前に出ていたので、販売業者が修理した。しかし、修理後にも1～2cmのずれが残っており、販売業者は多少は仕方ない、製造業者の指示通りの方法で調整したとのことであった。製造業者にも問い合わせたところ、ずれるのはおかしいとのことで、製造業者が手配した別の業者が来訪して修理した。このような場合、出張料を支払わなければいけないのか。

・1か月前に購入した自転車で走行中、突然、チェーンが切れたため転倒して腰を強打した。製造業者に申し出たところ、明日来訪することになった。今後、話し合いに際して、

どのような点に留意すればよいのか。

・2日前に購入した6段ギア付き自転車に足首を絞った体操服を着て走行したところ、体操服を引っかけて転倒しそうになり、ギアカバーが曲がった。製造業者に自転車を交換してほしい旨申し出たが、ズボンベルトの送付しかできない、注意書にズボンベルトをして乗るよう書いているので今後はそれを守るようにとの回答であった。このような場合、交換の請求はできないのか。

・2日前に購入した自転車に乗ろうとしたところ、前輪の空気が抜けていた。販売業者に申し出たところ、チューブに10㎝位の亀裂があり、有償と言われたが交渉して無償で修理してもらった。販売業者は陽の当たる所に置くとチューブ内の空気が膨張することがあるとの見解だった。しかし、陽の当たる所に置いたことはなく、当該製品は欠陥と考える。このような場合、返品返金を請求することは可能なのか。

・マウンテンバイクで走行中、後輪がロックしたために転倒し、着用していた衣服が破れたとの相談対応を行っているが、物損について請求することは可能なのか。

・マウンテンバイクの前ホークが前後逆向きに付いていたことを知らずに使用していたところ、ブレーキを掛けた際に身体が前方へ飛び出しケガを負った。製造業者は半分組み立てた状態で出荷し、委託契約した販売業者が完成品に組み立てるので、責任は販売業者にあるとの回答であった。このような場合、製造業者には責任はないのか。

・施錠した自転車が盗まれた。当該製品は以前所持していたものと同型品で、鍵も同じであった。自転車毎に鍵を変えず、同じ鍵だから盗まれたと考え、販売業者に申し出たが、コストの面からすべての鍵を変えられないとの回答であった。このような場合、自転車を賠償してもらえないのだろうか。

・子供用自転車のハンドルが壊れて子供がケガをした。製造業者と相対交渉中だが、このような場合、どのような損害賠償を請求することが可能なのか。

・2年前に購入した自転車用幼児座席のシートベルトが切れかかったとの相談対応を行っている。製造業者が交換する予定であるが、当該製品は返品すればよいのか。

・2か月前に購入した自転車で走行中、ブレーキを掛けていないのに、突然、前輪がロックしたために、身体が前方に一回転して歯が折れる等のケガを負った。製造業者に保証書による無償修理を申し出たが、保証の対象外であるとの回答であった。当該製品は前ホークが曲がっていたが、製造業者は強い衝撃を受けたことが原因との見解であった。このような場合、どのような損害賠償を請求することが可能なの

か。

・中骨が伸縮する傘を中骨を縮めた状態で自転車のハンドルに掛けて走行したところ、中骨が伸びたため、前輪に挟まれ傘が破損したとのクレーム対応を行っている。使用方法に問題があると考えているが、今後、どのように対応したらよいか。

・通学用に使用している自転車が月に一度はパンクする。修理中は他の自転車で通学するが、その自転車はパンクしない。現在、製造業者で調査中である。このような場合、製造業者にPL法上の責任はないのか。

・マウンテンバイクを初めて使用したところ、ペダルのクランク部分がガタガタしていた。販売業者に申し出たが、クランクは消耗品であり保証の対象外との回答であり、納得できないとの相談対応を行っている。このような場合、無償での修理を請求することは可能なのか。

・購入直後の前が2輪の三輪自転車で約20メートル走行したところ、転倒し骨折したとの相談対応を行っている。被害者は当該製品は安定性が悪いとの主張だが、このような場合、どのような損害賠償を請求することが可能なのか。

・2年前に購入した自転車で走行中、ハンドルを右に切ったら、ハンドルがぐらつき対向車と接触し右膝を打撲した。自転車店で見てもらったところ、ハンドルポストを留めるネジが割れており、もともとハンドルポストの差し込みが浅いことが原因とのことであった。購入した販売業者に申し出たところ、代替品と当該製品を交換し、製品を調査したいとの回答であった。製品を引き渡す際には、どのようなことに留意すればよいのか。

・自転車用幼児座席の足乗せが外れたために子供の足が後輪に挟まったとの相談があり、相対交渉により解決したが、危険な製品だと思う。

・電動アシスト自転車で走行中にハンドルが取れたため、電柱にぶつかった。危険な製品だと思う。

・自転車の改造をしたいと思い、製造業者に申し出たが、専門店でやってもらうように言われた。専門店に申し出たところ、製造業者で部品スペックを確認するように言われた。再度、製造業者に問い合わせたが、部品スペックは企業秘密で教えられないとの回答であった。取扱説明書に部品スペック等を記載しなくてよいのか。

・自転車で左カーブの下り坂を走行中、突然ブレーキが効かなくなったために、ケガを負

った。事故後に当該製品を確認したところ、ブレーキレバーがハンドルグリップに付く程緩くなっていた。製造業者に申し出て確認してもらったが，ブレーキレバーに問題はないとの回答であり、納得できない。危険な製品だと思う。

・自転車の取扱説明書に適格体重65kgと積載量15kgを超えて使用した場合、保証されないことがあると記載されている。これでは多くの成人男性が保証されないのではないか。適格体重等の数値の根拠を知りたい。

以　上